

令和 4 年度
大阪府農業振興地域整備審議会

議案書

第1号議案

大阪府農業振興地域の變更

- 變更概要
- 變更内容説明

第1号議案

大阪府農業振興地域の変更

和泉農業振興地域を変更（除外）する。

地区名	大字名	変更区分	変更予定面積(ha)	
			農業振興地域	
			うち農用地区域	
和泉	観音寺町	除外	1.7	0

<理由>

当該区域では、都市計画道路和泉中央線の沿道に位置する立地特性を活かした計画的な市街地の形成を目的に、市街化区域への編入が予定されている。

今後、農業の振興を図ることが困難な地域となることが想定されるため、除外を行うもの。

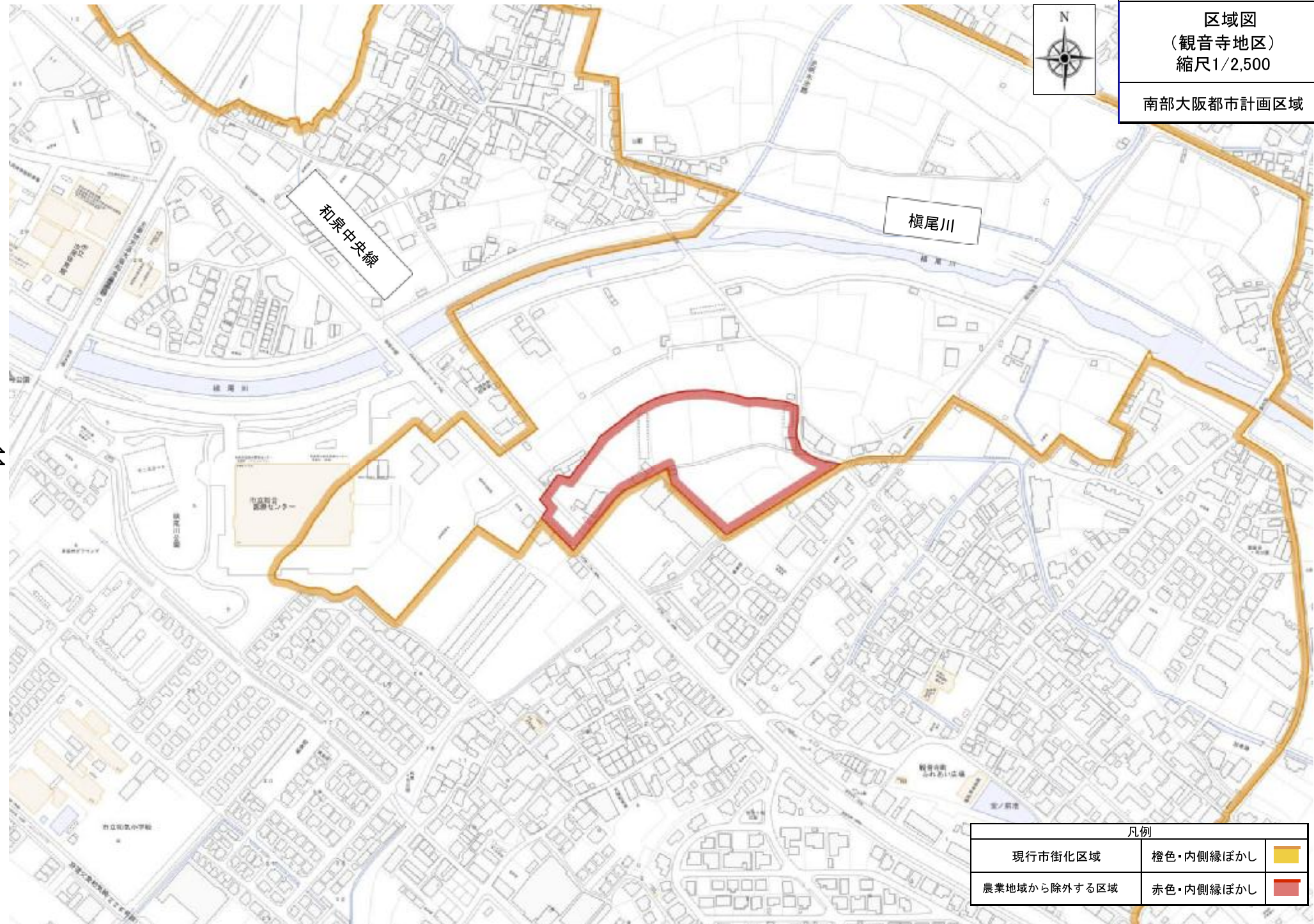
農業振興地域変更予定位置図





区域図
(観音寺地区)
縮尺1/2,500

南部大阪都市計画区域



凡例		
現行市街化区域	橙色・内側縁ほかし	
農業地域から除外する区域	赤色・内側縁ほかし	

和泉市観音寺地区の位置



和泉市観音寺地区 航空写真



第2号議案

「新たなおおさか農政検討部会」運営要領
の改正及び次期計画策定のための部会設
置について

○新旧対照表

○運営要領（案）

大阪府農業振興地域整備審議会 おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 運営要領 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">大阪府農業振興地域整備審議会 <u>新たなおおさか農政検討部会</u> 運営要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 所掌事項等 部会は、次の事項について調査審議する。 (1)おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること <u>(2)大阪の農業振興を総合的に推進するための次期計画の策定に関すること</u> (3)その他大阪農業の振興に関すること</p> <p>第3 組織 (1)部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者<u>7名</u>程度で組織する。但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。 (2)(3) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月11日から施行する。 この要領は、令和3年5月25日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">大阪府農業振興地域整備審議会 <u>おおさか農政アクションプラン評価・点検部会</u> 運営要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 所掌事項等 部会は、次の事項について調査審議する。 (1)おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること <u>(2)削除</u> <u>(3)⇒(2)</u> その他大阪農業の振興に関すること</p> <p>第3 組織 (1)部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者<u>3名</u>程度で組織する。但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。 (2)(3) (略)</p> <p>第4・第5 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成30年4月11日から施行する。 この要領は、令和3年5月25日から施行する。 <u>この要領は、令和5年 月 日から施行する。</u></p>

大阪府農業振興地域整備審議会
おおさか農政アクションプラン評価・点検部会 運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成 24 年大阪府規則第 250 号。以下「規則」という。）第六条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置するおおさか農政アクションプラン評価・点検部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、次の事項について調査審議する。

- (1) おおさか農政アクションプランの評価・点検に関すること
- (2) その他大阪農業の振興に関すること

第3 組織

- (1) 部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者3名程度で組織する。
但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第六条第3項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 第2の(1)、(2)に係る部会の決議については、規則第六条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 月 日から施行する。

大阪府農業振興地域整備審議会 おおさか農政アクションプラン検討部会 運営要領

第1 趣旨

この要領は、大阪府農業振興地域整備審議会規則（平成24年大阪府規則第250号。以下「規則」という。）第六条第1項の規定により、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）に設置するおおさか農政アクションプラン検討部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 大阪の農業振興を総合的に推進するための次期計画の策定に関すること
- (2) その他大阪農業の振興に関すること

第3 組織

- (1) 部会は、規則第六条第2項の規定により、会長が指名する者5名程度で組織する。
但し、うち1名は大阪府農業振興地域整備審議会委員の職にある者とする。
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、規則第六条第3項の規定により、会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4 会議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 第2の(1)、(2)に係る部会の決議については、規則第六条第5項に定めるところにより、審議会の決議とする。
- (5) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。